

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成28年 6 月30日

【会社名】 株式会社郷鉄工所

【英訳名】 Go Iron Works Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長 瀬 隆 雄

【本店の所在の場所】 岐阜県不破郡垂井町表佐宇大持野58番地の2

【電話番号】 (0584)22-1122番

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務、経理部長
兼総務部長兼土地有効利用
プロジェクト担当 若 山 浩 人

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区名駅3丁目17番34号
ナカモビル6F

【電話番号】 (052)586-1123番（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務、経理部長
兼総務部長兼土地有効利用
プロジェクト担当 若 山 浩 人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 1,455,300,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社郷鉄工所東京支店
(東京都中央区日本橋三丁目8番16号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月23日付で提出いたしました有価証券届出書(訂正を含む)について、平成28年6月30日付で臨時報告書と第85期有価証券報告書を東海財務局長に提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスクについて
- 2．臨時報告書の提出
- 3．最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 頁で示してあります。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年5月23日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成28年5月23日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来の事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年6月21日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成27年6月30日提出)

(略)

(平成27年12月11日提出)

(略)

(平成28年6月10日提出)

(略)

(平成28年6月20日提出)

(略)

3. 最近の業績の概要について

(略)

(訂正後)

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年6月30日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年6月30日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来の事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年6月30日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成28年6月30日提出)

1 提出理由

当社は、平成28年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役7名選任の件

取締役として、長瀬隆雄、樋田英貴、田中桂一、石川歩、宮脇一人、馬淵良一及び林直樹を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 取締役7名選任の件					
長瀬 隆雄	4,554	3,470	0	(注)	可決 56.75
樋田 英貴	4,557	3,467	0		可決 56.79
田中 桂一	4,553	3,471	0		可決 56.74
石川 歩	4,553	3,471	0		可決 56.74
宮脇 一人	4,557	3,467	0		可決 56.79
馬淵 良一	4,557	3,467	0		可決 56.79
林 直樹	4,557	3,467	0		可決 56.79

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

「3. 最近の業績の概要について」の全文を削除

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

(訂正前)

有価証券報告書	事業年度 (第84期)	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	平成27年 6月30日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第84期)	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	平成27年 8月31日 東海財務局長に提出
四半期報告書	(第85期第 3 四半期)	自 平成27年10月 1日 至 平成27年12月31日	平成28年 2月12日 東海財務局長に提出

< 後略 >

(訂正後)

有価証券報告書	事業年度 (第85期)	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	平成28年 6月30日 東海財務局長に提出
---------	----------------	--------------------------------	--------------------------

< 後略 >

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月28日

株式会社郷鉄工所
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣 靖代表社員
業務執行社員 公認会計士 上田 勝久

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社郷鉄工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社郷鉄工所及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度にマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、当連結会計年度は営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、債務超過の状態であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。平成28年5月23日開催の取締役会において、有償株主割当による新株式の発行を決議しているが、関係先との明確な合意を要する事案であり、すべてを確定するに十分な状況には至っておらず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年5月23日開催の取締役会において、会社法第202条に基づく株主割当による新株式発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社郷鉄工所の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社郷鉄工所が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の業務プロセスにおける固定資産プロセス（取得）及び購買プロセス（返品）に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は当該不備に起因する必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月28日

株式会社郷鉄工所
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣 靖代表社員
業務執行社員 公認会計士 上田 勝久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社郷鉄工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第85期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社郷鉄工所の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度にマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、当事業年度は営業損失、経常損失、当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、債務超過の状態であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。平成28年5月23日開催の取締役会において、有償株主割当による新株式の発行を決議しているが、関係先との明確な合意を要する事案であり、すべてを確定するに十分な状況には至っておらず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年5月23日開催の取締役会において、会社法第202条に基づく株主割当による新株式発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。